

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年6月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 アークプラザ上越東

所在地 上越市下門前388番地

設置者 アークランドサカモト株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更（小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻並びに駐車場の利用可能時間帯の変更）に関する届出

公告日 平成29年1月27日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成29年6月9日から平成29年7月9日まで